

交通課だより

No. 2

令和8年7月
平戸警察署
交通課
TEL 0950-22-3110

～平戸市にお住まいの皆様へ～

※交通規制（最高速度40キロ毎時）の検討※

現在、全国警察では交通流等の変化に伴い、交通規制の見直しを実施しているところであり、長崎県下においても、随時、交通情勢に合わせた交通規制の見直しを実施しています。

つきまして、山中町所在の下中野バス停先四差路交差点から古江町所在の古江バス停先三差路交差点までの区間（約2.4 km）に、**最高速度40キロ毎時**の交通規制の実施を検討しているところです。

交通規制実施の理由としましては、令和8年9月1日の道路交通法改正により、中央線のない道路の法定速度が最高速度30キロ毎時となることに伴い、同区間について調査した結果、

- ・走行車両の速度が概ね40キロ台であったこと
- ・道路両側に路側帯はあるが、歩道の設置がないこと
- ・道路沿線に民家が点在し、複数の歩行者が認められたこと

などになります。

交通規制の実施について、ご理解ご了承をお願い申し上げます。

実施時期については、令和9年度を予定しております。（詳細未定）

実施する交通規制区間（赤線の区間）



最高速度の交通規制は、あくまで同区間における最高速度を制限したものであり、それ以下の速度で走行することを否定するものではありません。

上記区間を走行される際は、道路状況や天候、歩行者の有無などに即した安全な速度での走行をお願いします。

交通規制に関するご意見・ご要望等は
平戸警察署交通課 TEL0950-22-3110（内線415ほか）
にお知らせください。